新型コロナウイルス感染症に係る町主催等イベント中止等及び町有施設の休館 に関する指針

#### 1 基 本

町主催(実行委員会主催で町が関与しているものを含む。)の不特定多数の参加者によるイベント等は原則中止又は延期とし、開催するイベント等は次のとおりとする。また、町有施設の休館については、次の基準により判断する。

### 2 開催するイベント等

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のための会議等
- (2) 電子会議やネット中継等の代替手段による会議等
- (3) 町政の運営上、緊急を要する会議等
- (4) その他中止又は延期することが町民の生活や行政機関等との関係上、影響のあるイベント等(この場合は開催判断理由を示すこと)

# 3 町有施設の休館に関する指針

県内で同感染症の患者が発生した場合、濃厚接触等により飛沫感染又は接触感染の可能性が高い施設については、施設の性格を考慮し、休館とすることがある。

なお、体育施設については、令和2年3月31日まで、小中高校生を含む利用は認めない。※別添【「体育施設」の使用制限】による。

- 4 イベント等を開催し、又は町有施設を開館する場合は次のことに留意する。
- (1) 事前の周知

発熱、呼吸器症状(せき、くしゃみ等)がある方はイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。

- (2) 開催時等の対応
  - 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
  - 多くの方が触れる場所(ドアノブなど)をこまめに消毒する。
  - イベント等の参加者や施設利用者(以下「参加者等」という。)に対して咳エチケットを施行すること等の注意事項を周知する。
- (3) 主催者等によるフォロー

主催者又は施設管理者は参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。

#### 5 指針の適用期間

この指針の適用期間は、当面、国の自粛要請期間とする。

#### 6 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

## 7 附 則

この指針は、令和2年3月5日から施行する。